

令和5年度 「世界青年の船」事業
二次募集応募要領

※事業内容等の詳細については、別紙概要資料(本資料5ページ目以降)を御参照ください。

1 募集人数

日本参加青年 100名

※ 外国参加青年は1か国10名程度、日本・外国で合計230名程度が参加予定

2 応募要件等

- (ア)日本の国籍を有すること。
 - (イ)原則として事業実施年度の4月1日現在、18歳以上33歳以下であること。
※ 令和6年度以降に実施する事業においては、事業実施年度の4月1日現在、18歳以上30歳以下とする予定です。
 - (ウ)健康で、長期の共同生活・航海に耐えることができること(医療体制及び緊急対策の観点から妊娠している者の本事業への参加は認められない。)
 - (エ)協調性に富み、事業の計画に従って規律ある行動ができること。
 - (オ)日本の社会、文化等について相当程度の知識を有すること。
 - (カ)交流対象国に対して関心と理解があること。
 - (キ)本事業における活動(ディスカッション等)を円滑に行うことができる英語力を有すること。
 - (ク)事前・事後研修、オンライン交流(参加必須のプログラム)、対面交流の全日程に参加できること。
 - (ケ)本事業終了後も地域、職域、学校又は青少年団体等において、その経験をいかして国際交流活動、地域の青年活動、社会活動等を活発に行うことが期待できること。
 - (コ)自らの負担でオンライン交流に必要な機材(パソコン(スマートフォン不可)のほか、インターネットに接続できる環境等)を準備できること。
 - (サ)新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症対策について、内閣府が求める必要な対応(ワクチン接種、マスク着用、手指消毒、検査など)について協力できること
 - (シ)事業内において、内閣府及び本事業の支援業務を受注した業者が撮影した写真及び動画等について、内閣府及び関係団体のHP、SNS及びその他広報に用いることに同意すること。
 - (ス)内閣府が主催する青年国際交流事業の既参加青年でないこと。
- ※ 令和2年度から令和4年度に内閣府が実施したオンライン交流事業に参加した方の応募は可能です。

令和5年度事業に限り、令和4年度「世界青年の船」事業(ハイブリッド)及び令和4年度国際社会青年育成事業参加青年の応募も可能です。

3 応募方法

内閣府のホームページにある応募方法に従ってご応募ください。

※ <https://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/bosyu-2023.html>

※ 参加申込書による書類選考の後ウェブテスト及びオンライン面接による2段階での選考を行わせていただきます（参加申込書には、学歴、職歴、経験等に加え、1200字以内の応募理由（志望動機）等を記入していただきます。）。

※ 健康診断書（様式自由、令和5年1月以降に受診の上作成されたもの）を参加申込書に添付してください。

※ 書類選考の合否判定については令和5年5月24日（水）頃までに、応募者全員に対し参加申込書に記載されたE-mailアドレスへ結果を通知します。合格者に対しては、最終選考となるオンライン面接試験（個人面接を5月27日（土）～6月5日の間で実施予定、なお日時の指定はできません。）を行うための詳細を併せて連絡いたします。

オンライン面接による選考の合否判定については6月13日（火）頃までに面接受験者全員にメールにて結果を通知いたします。

※ 参加申込書提出の締切：令和5年5月22日（月）12時（正午）

※ 参加申込書はメールによる申請のみの受付となります。郵送による申請は不可となりますのでご注意ください。

4 参加決定条件

事業への参加決定に当たっては、2に記載する応募要件等を満たし、事前・事後研修、オンライン交流及び対面交流を含む全日程に参加することを条件とします（参加申込書に所定欄があります。）。ただし、参加青年として決定後であっても、応募要件等に反することが判明した場合、特に正当な理由なく研修や交流プログラムを欠席した場合、内閣府が指定する期日までに参加費用の支払いを行わなかった場合、その他参加青年として不適当と認められる行動があった場合には、参加決定を取り消すことがあります。

5 併願について

(1) 併願の条件

内閣府が主催する国際交流事業に最大2事業まで併願することが可能です。併願をする場合には、各事業の選考試験を受ける必要があります。また、参加できる事業は1つの事業のみです。

(2) 提出書類

併願を希望する場合は、参加申込書に必ず希望順位を記入し、応募理由（志望動機）を記入してください。

(3) 受験資格

併願受験者に対して内閣府が合格を出す際は、参加申込書の希望順位に基づき、受験者1名に対して1つの合格事業を決定します。

6 その他

- (1) 参加費：25万円程度（見込み）※分割して振り込みにより事前徴収
- ① 研修費（事前研修、事後研修に係る宿泊費及び食費等）
 - ② 国内旅行保険加入費
 - ③ 船内供食費
 - ④ 傭船料の一部（※参加青年として決定後、事業参加を辞退した場合には、返還しません。）
- (2) 上記の参加費の他、以下の経費についても各参加者の負担となります。
- ① 事業参加に必要なパソコンの費用及びオンライン交流時の通信料
 - ② 事前研修に参加するための往復の交通費
※1/24から2/22の対面交流プログラム及び事後研修に参加するための往復の交通費（国内移動分）は内閣府が負担するため、参加者の負担はありません
 - ③ 内閣府が必要と認める感染症に対する検査費用
（研修前などに、内閣府から検査受検をお願いする場合があります。）
 - ④ (1)の国内旅行保険で賄えない治療費及び付随する費用
 - ⑤ 小遣い、その他個人の用に必要な経費

(3) 参加費免除の申請について

独立生計者(※)でない者かつ奨学金受給者、授業料免除者、その他経済的理由により参加費の納付が困難な者は、参加費の免除を申請することができます。書類選考に合格した者のうち、参加費免除の申請を希望する者は必要書類を準備し、内閣府が指定する期日までに内閣府に申請してください（詳細及び申請様式は書類選考合格後、希望する者に送付します）。内閣府で申請書及び必要書類を確認し、選考試験に合格した者のうち、認定された者の参加費を免除することとします。なお、上記(2)については、参加費免除となった場合でも、自己負担となるので注意してください。

(※) 独立生計者とは、以下の項目全てに該当する者を指します。

- ① 所得税法上、父母等の扶養親族でない者
 - ② 父母等と別居している者
 - ③ 本人（配偶者があるときは、配偶者を含む）に150万円以上の収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者
 - ④ 父母等（配偶者を除く）から経済的な援助を受けていない者。独立生計の場合は、世帯の構成員は申請者本人（配偶者や子どもがいる場合は含む）のみとなります。
- (4) 本事業を通じて、外国参加青年及び日本参加青年の相互理解と友好促進に貢献された青年に対しては、内閣府から本事業の修了証を交付します。
- ただし、参加青年として決定後であっても、応募資格の条件に反することが判明した場合、事前・事後研修、オンライン交流及び対面交流の全日程に参加できな

った場合、その他参加青年として不相当と認められる行動があった場合には交付しません。

- (5) 本事業の応募に当たっては、「事後活動」の重要性についても認識してください。内閣府は、事業実施中の活動だけでなく、事業参加後、事業で得た学びを広く社会に還元することを目的にした事後活動も重視しています。内閣府の青年国際交流事業は歴史が長いため、「日本青年国際交流機構」(IYE0)を中心とした世界的なネットワーク、同窓会組織による事後活動の機会が充実しています。事後活動とは何かを知りたい場合は、内閣府発行の「事後活動ニュース」(<https://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/koho/index.html>)又はIYE0ホームページ(<https://www.iyeo.or.jp/>)を確認してください。事業に参加した先輩とつながれる連絡先はこちらです(各県IYE0への連絡先<https://www.iyeo.or.jp/about-us/localiyeocontact/>)。

内閣府青年国際交流担当室

1. 事業の目的

世界各地の青年が集い、ディスカッションや文化交流等を通じて、異文化対応力、リーダーシップ力などの向上を図り、社会貢献ができる次世代グローバル・リーダーとなる青年を育成するとともに、グローバルな人的ネットワークの構築を目的に実施。

2. 事業の内容

日本と世界の13か国の青年が、自国から情報通信機器により参加するオンライン交流と、来日後の船上や寄港地（地域実践活動・地域訪問活動）における対面交流を組み合わせた「ハイブリッド・プログラム」に参加し、各種研修や交流活動を行う。

(1) オンライン交流：セミナー、グループディスカッション（※）、地域実践活動に向けたプランニング、文化交流など

※テーマは以下のとおり。参加者は事前の希望調査を基にいずれか1つのテーマに割り振られて議論を行う。

1. ジェンダー平等（性別に関係なく尊重される社会と雇用の推進）
2. 共生社会の実現（外国人、障害者、高齢者などすべての住人の活躍）
3. 質の高い教育の提供（教育機会の確保と質の高い教育の提供）
4. 青少年のエンパワーメント（青少年の可能性を広げるために）
5. 地域の伝統と歴史の継承（地域に残る伝統、歴史及び文化の保護と継承）
6. 魅力あるまちづくり（生活満足度の向上により住み続けたいと思ってもらうために）
7. 防災教育とツーリズム（防災意識の向上とその取り組み）
8. 防災対策（防災インフラの整備）
9. 環境保護と観光（環境保護と観光の両立）
10. 自然と寄り添う暮らし（自然との共生）

(2) 対面交流：・船上活動（日本領海内を運航し、文化交流、地域実践活動準備などを実施）

・寄港地活動（地域実践活動：SDGsなどの社会課題に取り組む地域NPO等と協力し、具体的なプロジェクトのプランニングから、現場でプロジェクトを実践するまで一連の過程の協働作業）

（地域訪問活動：表敬、視察、文化体験、地元青年との交流など）

3. 参加国（調整中）

アルゼンチン共和国、エチオピア連邦民主共和国、フランス共和国、インド共和国、アイルランド、ヨルダン・ハシェミット王国、ケニア共和国、メキシコ合衆国、ニュージーランド、ソロモン諸島、トルコ共和国、アラブ首長国連邦、ザンビア共和国、日本

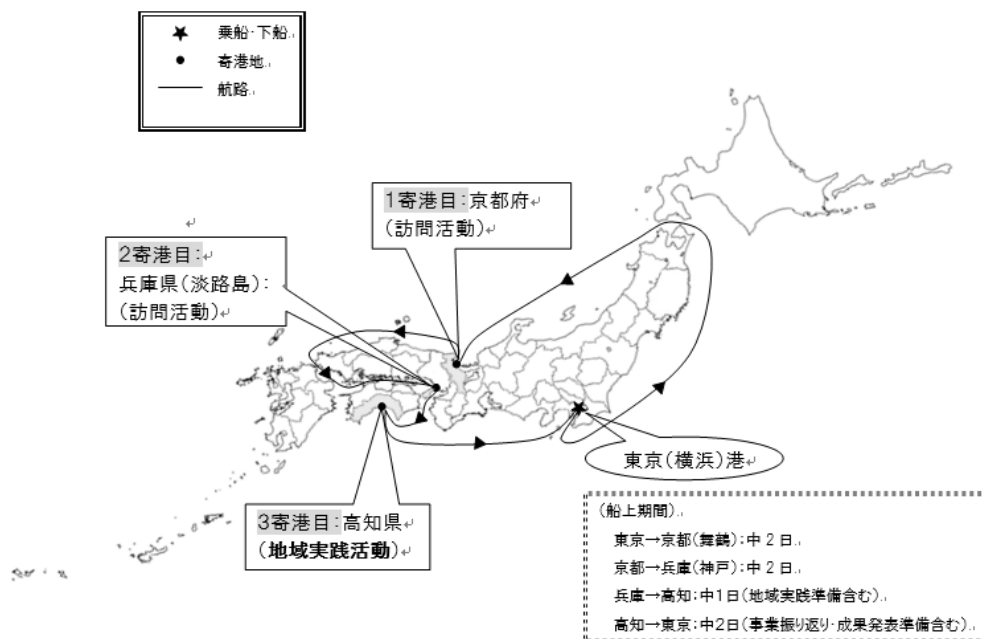
4. 参加青年数（調整中）

日本（約100名）及び海外（約130名）13か国（1か国あたり10名程度）

5. 日程（調整中） 別紙参照

- (1) オンライン交流 令和5年11月
- (2) 対面交流 令和6年1月～2月（4週間程度：運航と寄港地活動）
 - 地域実践活動：1地域（高知県 8日間程度）、
 - 地域訪問活動：2地域（京都府・兵庫県 各3日間程度）

6. 寄港地・航路イメージ



7 参加青年の任務と選任等

(1) 任務

- ア 日本参加青年は、団体行動の下に、研修及び本体プログラムに参加し、団務を分担する。
また、事前研修後の自主研修期間にあっては、参加国についての知識や語学能力の向上に励むとともに、我が国の歴史や社会情勢の認識を深めるなど、積極的に本体プログラムの準備に努めなければならない。
- イ 日本参加青年は、帰国後、活動報告書を内閣府に提出する。
- ウ 日本参加青年は、事業参加後およそ1年後、5年後、10年後に内閣府が行うフォローアップ調査（活動状況等）に回答する。

(2) 選任等

- ア 日本参加青年は、公募した青年の中から選考を実施し、合格者を内閣府が決定する
- イ 外国参加青年は、各交流対象国政府等及び在外公館の協力を得て、内閣府が決定する

8 乗船及び帰国

- (1) 日本からの参加者は、中央（東京）プログラム終了後乗船し、本体プログラムの終了後、日本で下船する。
- (2) 外国からの参加者は、各国から航空機で日本に集合し、中央（東京）プログラム終了後、日本からの参加者と共に日本から乗船し、本体プログラムの終了後、日本から航空機で帰国する。

9 経費

- (1) 事業の実施のための経費（(2)及び(3)に掲げるものを除く。）は、日本参加青年の中央プログラム参加のための交通費（東京23区内在住の者を除く。）を含め、内閣府が負担する。
- (2) 次に掲げる経費は、日本参加青年本人の負担とし、参加費として日本参加青年から徴収する。（25万円程度）ただし、経済的理由により参加費の納入が困難な場合については、参加費の免除を申請することができる（「応募要領」の「5 その他」参照）。
- ア 研修費（事前研修、事後研修に係る宿泊費及び食費等）
- イ 国内旅行保険加入費

- ウ 船内供食費
- エ 傭船料の一部 (※)

(3) その他、以下の経費についても、日本参加青年本人の負担とする。

- ア 事業参加に必要なパソコンの費用及びオンライン交流時の通信料
- イ 事前研修に参加するための往復の交通費
※ 1/24 から 2/22 の対面交流プログラム及び事後研修に参加するための往復の交通費（国内移動分）は内閣府が負担するため、参加者の負担はない。
- ウ 内閣府が必要と認める感染症に対する検査費用
（研修前などに、内閣府から検査受検をお願いする場合がある。）
- エ (2) イの国内旅行保険で賄えない治療費及び付随する費用
- オ 小遣い、その他個人の用に必要な経費

(※) 「傭船料の一部」については、参加青年として決定後、事業参加を辞退した場合には、返還しない。

令和5年度「世界青年の船」事業日程(案)

<事前研修～オンライン交流>

2023年	日	曜日	事項	日数	場所
8月	30日	水	日本参加青年事前研修①		都内研修施設
	31日	木	日本参加青年事前研修②		〃
9月	1日	金	日本参加青年事前研修③		〃
	2日	土	日本参加青年事前研修④		〃
	3日	日	日本参加青年事前研修⑤		〃
11月	4日	土	オンライン交流(グループ①) 1回目	①	オンライン
	5日	日	オンライン交流(グループ②) 1回目	①	〃
	11日	土	オンライン交流(グループ①) 2回目	②	〃
	12日	日	オンライン交流(グループ②) 2回目	②	〃
	25日	土	オンライン交流(グループ①) 3回目	③	〃
	26日	日	オンライン交流(グループ②) 3回目	③	〃
11月4日(土) ～ 2月29日(木)		オンラインでの自主的な交流 (委員会活動、対面交流、地域実践活動準備等)			オンライン

<中央（東京）プログラム～事後研修>

2024年	日	曜日	事項	日数	場所
1月	24日	水	【外国青年等来日】【日本青年集合】	1	都内近郊
	25日	木	中央(東京)プログラム(オリエンテーション等)	2	〃
	26日	金	中央(東京)プログラム(表敬・課題別視察等)	3	〃
	27日	土	中央(東京)プログラム(表敬・ディスカッション等)	4	〃
	28日	日	【乗船日】(表敬等)	①	東京港
	29日	月	出港式、【出港 16:00 予定】、船内オリエンテーション	②	接岸船
	30日	火	航海(避難訓練、ディスカッション、セミナー等)	③	航海
	31日	水	航海(CD、セミナー等)	④	航海
2月	1日	木	寄港地活動①【舞鶴入港 9:00 予定】	⑤	京都府(北部)
	2日	金	寄港地活動①	⑥	〃
	3日	土	寄港地活動①【出港 17:00 予定】	⑦	〃
	4日	日	航海(ディスカッション、セミナー等)	⑧	航海
	5日	月	航海(ディスカッション、セミナー等)	⑨	航海
	6日	火	寄港地活動②【神戸港入港 9:00 予定】	⑩	兵庫県(淡路島)
	7日	水	寄港地活動②	⑪	〃
	8日	木	寄港地活動②【出港 17:00 予定】	⑫	〃
	9日	金	航海(地域実践活動準備等)	⑬	航海
	10日	土	地域実践活動【高知入港 9:00 予定】	⑭	高知県
	11日	日	地域実践活動	⑮	〃
	12日	月	地域実践活動	⑯	〃
	13日	火	地域実践活動	⑰	〃
	14日	水	地域実践活動	⑱	〃
	15日	木	地域実践活動	⑲	〃
	16日	金	地域実践活動	⑳	〃
	17日	土	地域実践活動【出港 17:00 予定】	㉑	〃
	18日	日	航海(実践活動振り返り、下船準備)	㉒	航海
	19日	月	航海(事業全体振り返り、成果発表準備)	㉓	航海
	20日	火	【着岸 9:00 予定】成果発表(まとめ)、解散式、フェアウェル	㉔	東京港
	21日	水	【下船日】【外国青年、ファシリ、NL 帰国日】 日本青年事後研修	㉕ (1)	都内近郊
	22日	木	日本青年事後研修・解散	(2)	〃

(注) 諸般の事情により、日程が変更されることがある。